

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 所管事務の調査（報告）

（４）今後の地域リハビリテーション施策等の方向性について

資料 今後の地域リハビリテーション施策等の方向性

令和３年１月２１日

健康福祉局

1. 基本的な考え方

- 今後急速に医療・介護ニーズが増加していくため、病院や施設だけで対応することが難しくなる
- 入院・入所期間を短縮し、地域・在宅で生活し続けることができるようにしていくことが必要

地域包括ケアシステムの構築

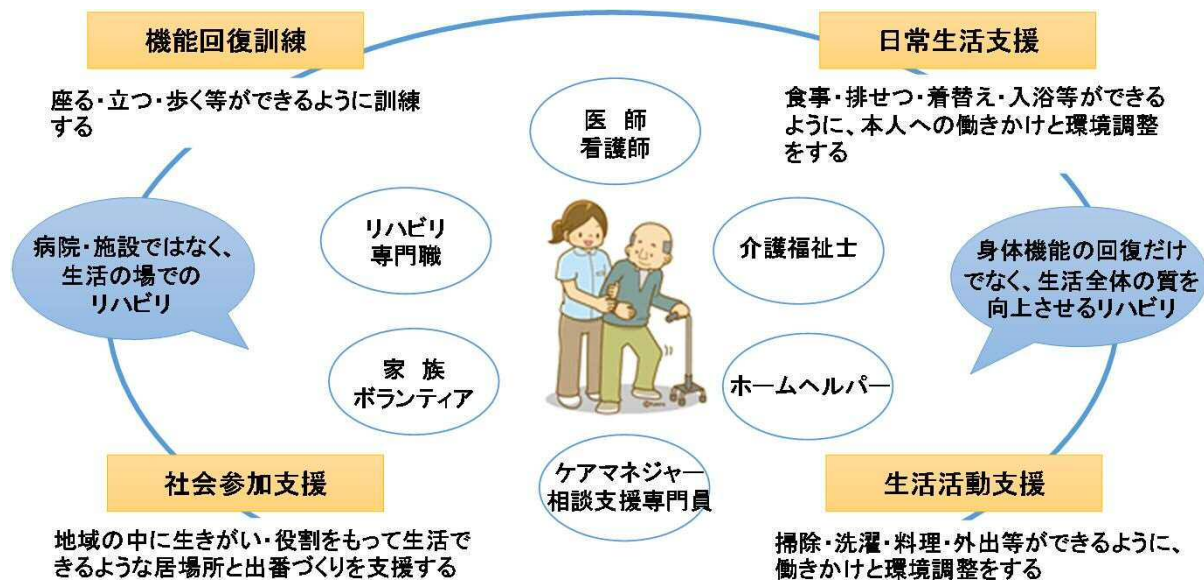
高齢者、障害者、障害児等が、可能な限り、住み慣れた場所で暮らし続けることができるようにしていく

- 年齢や疾病、障害の種別を問わない、全世代・全対象型の地域リハビリテーション体制を整備
- 質の高い保健医療福祉サービスを、地域の中で包括的に提供していくことにより、医療や介護が必要になっても、安心して暮らし続けることができる地域を実現

2. 地域リハビリテーションの目的

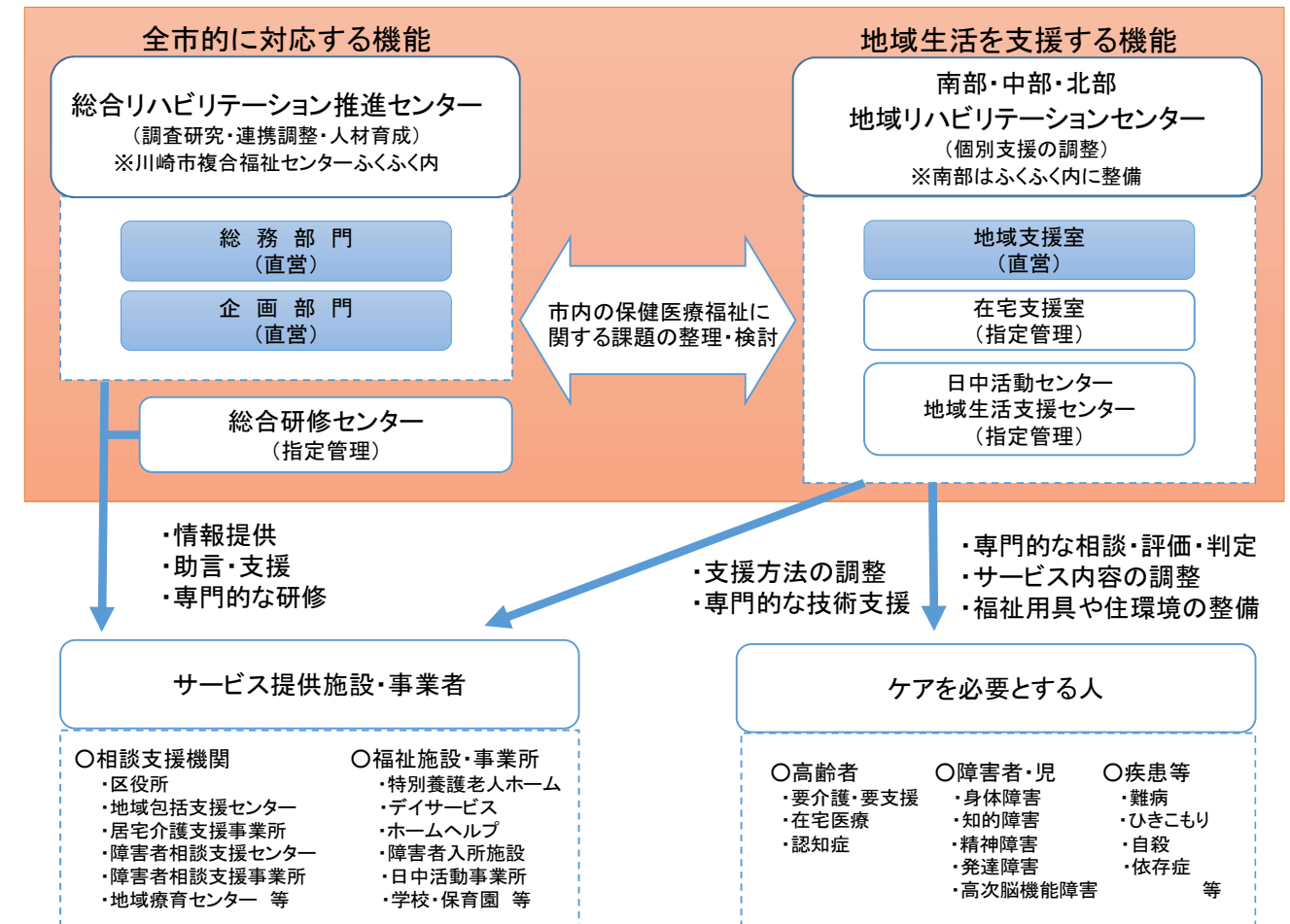
- 身体を動かせるようにするだけでなく、食事ができるようにする、洗濯をできるようにする、働けるようにするといった生活全体を支える取組を推進
- 病院や施設ではなく生活の場である地域の中で、リハビリ専門職だけでなく、生活に関わるあらゆる方が担い手となってリハビリテーションを展開することにより、住み慣れた場所で、質の高い生活を送り続けられるよう支援

【地域リハビリテーションの全体像】



3. 総合リハビリテーションセンターの整備(令和3年4月)

- 総合リハビリテーションセンター(総合リハビリテーション推進センター・総合研修センター・南部/中部/北部地域リハビリテーションセンター)を拠点施設として整備
- 区役所や地域包括支援センター等の相談支援機関、ホームヘルプやデイサービス等を提供するサービス提供機関と連携しながら、地域リハビリテーションを推進



4. 今後の取組の方向性

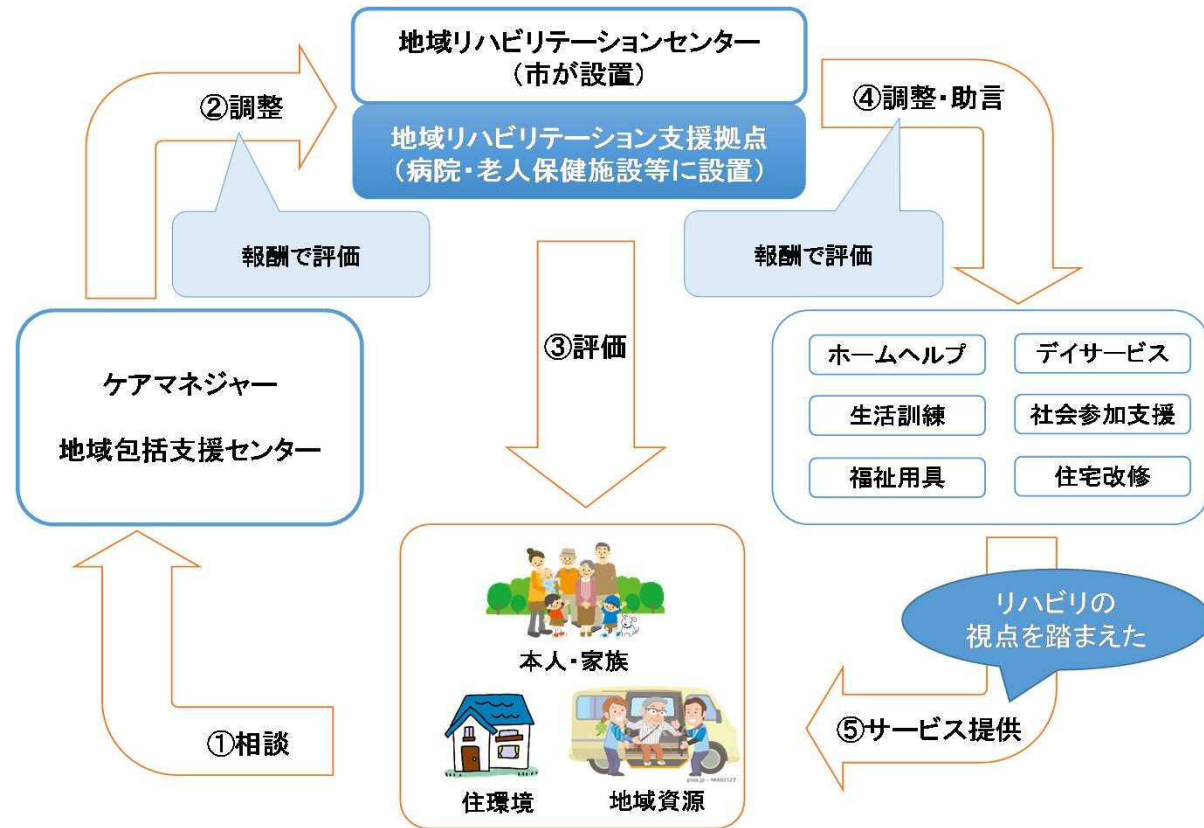
- 総合リハビリテーション推進センター・総合研修センターによる調査研究・連携調整・人材育成の推進
⇒保健医療福祉サービスの質の向上と有機的な支援ネットワークの形成
- 地域リハビリテーションセンターによる専門性の高い相談支援等の提供
⇒高度・専門的なニーズにも対応できる包括的な支援体制の構築
- 増大・多様化する支援ニーズに対応できる支援基盤の整備
⇒高齢者・障害者・障害児等、各分野の実情を踏まえたサービス提供体制の確立

質の高いサービスを効率的に提供

5. 高齢者分野における地域リハビリテーション体制の整備

多数ある高齢者ニーズに対応できる体制を確保するため、民間を活用しながら支援機能を拡充

- (1) 病院や老人保健施設等に地域リハビリテーション支援拠点を設置し、民間のリハビリ専門職の協力も得ながら支援体制を強化
- (2) ケアマネジャーや地域包括支援センター、サービス提供事業者による地域リハビリテーションの取組を促進するため、リハビリ専門職との連携を報酬により評価する仕組みを創設



6. 障害者の地域移行・在宅支援の強化

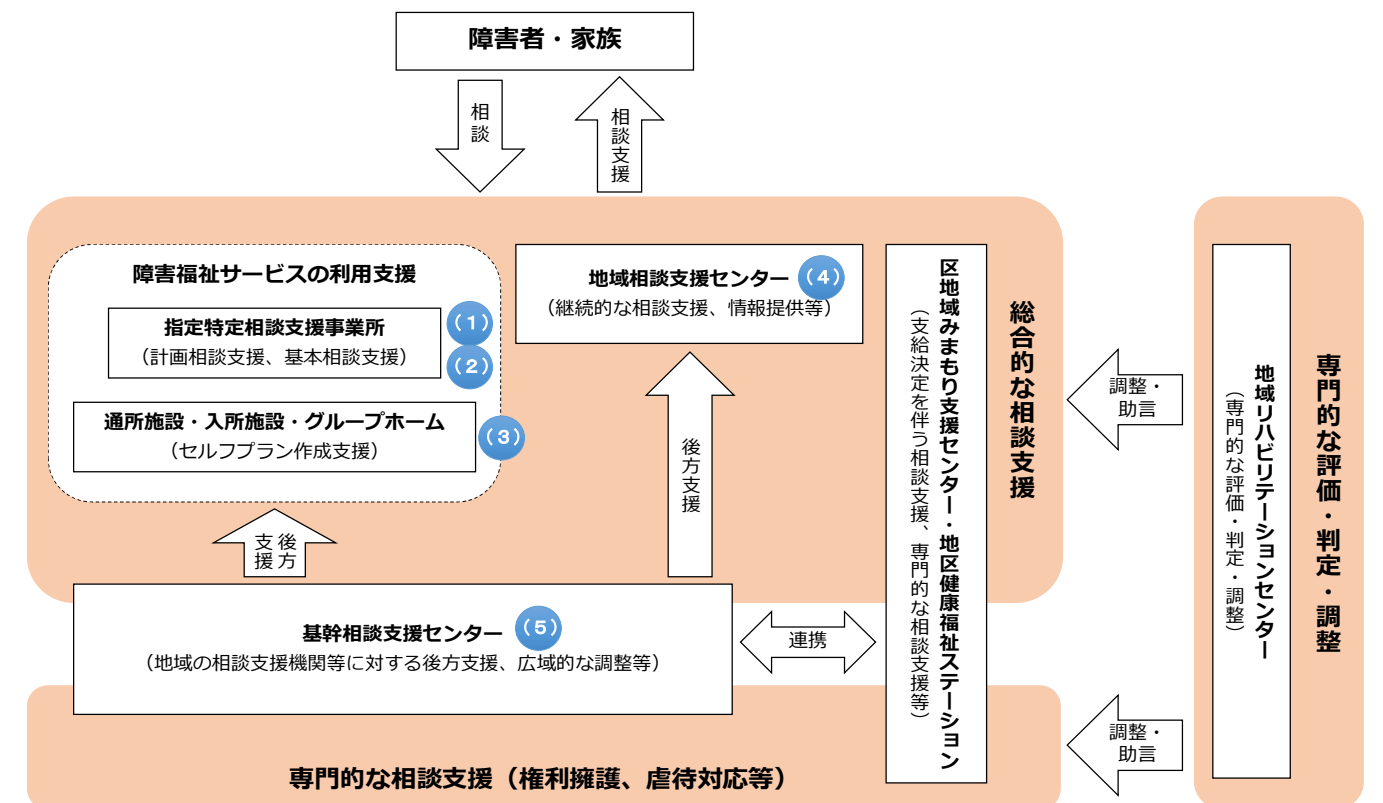
病院機能や施設入所機能の重点化を踏まえ、入院・入所期間を短縮する仕組み(地域移行)と、退院・退所後の在宅生活を支援する体制を構築

- (1) 入所施設に、利用者の意思決定支援や退所後の生活環境の調整を行う地域移行コーディネーターを配置
- (2) 入所施設利用者が地域における生活を体験できる場を、グループホーム等において確保
- (3) 入所施設等による地域移行や、グループホームによる受け入れを促進するため、取組状況を評価する支援制度を創設
- (4) 重度障害者に対応できるグループホームの設置を促進するため、整備費用にかかる補助制度を拡充

7. 障害者相談支援体制の再構築

障害福祉サービス利用者の増加に対応するため、相談支援事業所の拡充を図るとともに、支援ニーズに応じて効率的に相談支援を提供できる体制の整備

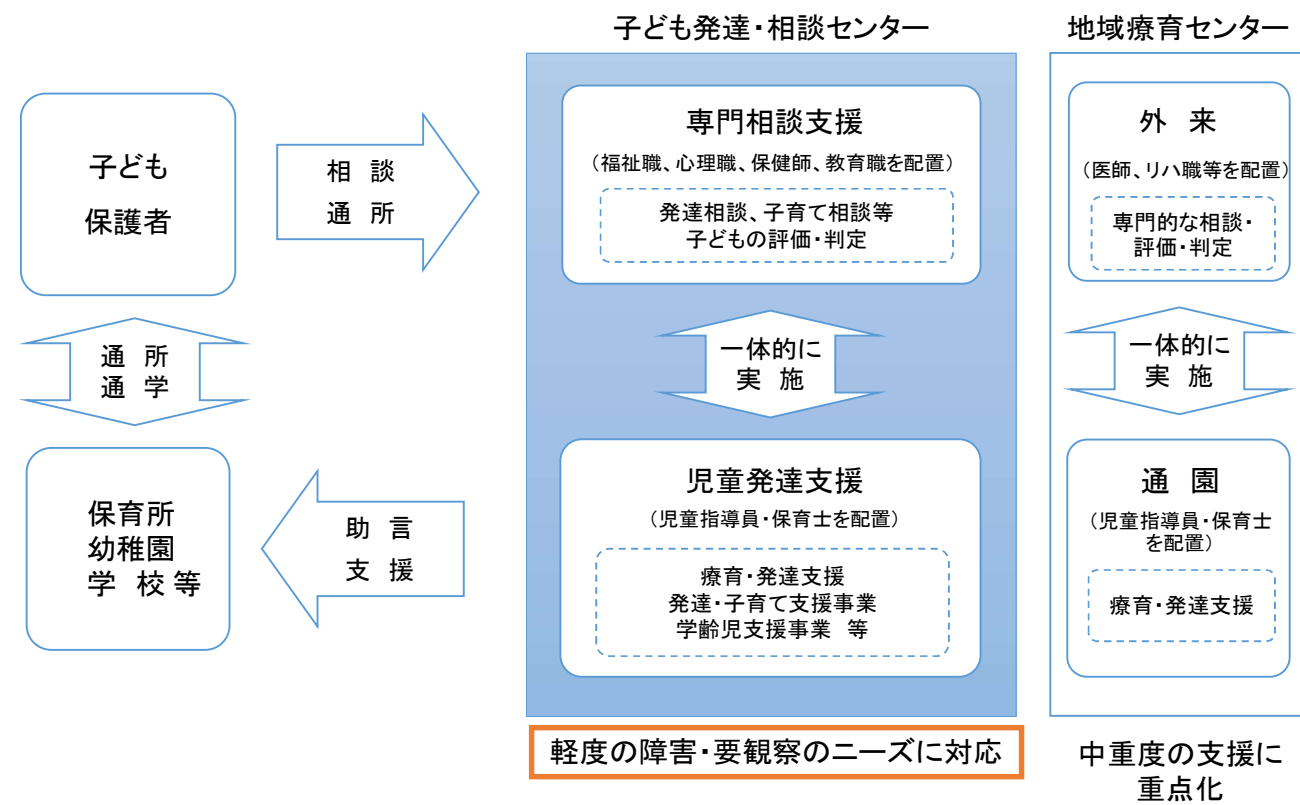
- (1) 相談支援事業者の参入促進を図るため、計画相談支援の報酬を市独自に上乗せする
- (2) 既存事業所による計画相談支援件数の増加を図るため、相談支援専門員を加配するための補助制度を拡充
- (3) サービスの利用状況が安定している方については、通所施設等においてセルフプランの作成を支援する仕組みを導入するとともに、作成支援を行う施設等に対する補助制度を創設
- (4) 人口・障害者数が増加している区の地域相談支援センターを増設するとともに、地区担当制を導入し、身近な場所で相談を受けられる体制を充実
- (5) 基幹相談支援センターの機能を、地域移行支援や相談支援機関等の後方支援等に重点化させるとともに、広域対応できるよう箇所数を集約



8. 障害児支援の充実

増加する障害児の相談ニーズに着実に対応できる体制を整備するとともに、保育園や学校等と連携しながら、地域全体で障害児を支援するネットワークを構築

- (1) 急増する軽度の障害や要観察の子どもに関する相談や発達支援ニーズに対応するため、子ども発達・相談センターを整備
- (2) 中重度の障害の子どもに対して、必要な支援を着実に提供できるようにするため、地域療育センターの機能を重点的に活用
- (3) 子ども発達・相談センターと地域療育センターによる専門的なサポートを強化し、保育園や学校等による支援の質の向上を図る



9. 医療的ケア児支援体制の整備

在宅医療の充実や福祉・教育等との連携強化を図りながら、医療的ケア児が地域の中で生活できるようにする支援体制を整備

- (1) 生活場面に応じた支援を総合的に調整するため、病院や在宅医・訪問看護ステーション等と連携して、入退院支援や在宅生活の環境整備を行う相談支援機関を開設
- (2) 在宅におけるレスパイトを提供するため、訪問看護サービス事業を拡充
- (3) 通所事業所等地域における活動場所の確保等に向けた取組

10. 障害者等の災害支援対策

特別な配慮を必要とする障害者等が、災害が発生しても安心して対応できるよう、支援方法の確認や必要な電源等の確保等の対策を事前に実施

- (1) 災害時の避難や安否確認の円滑化のため、通所施設等において災害時の個別支援計画を作成
- (2) 人工呼吸器等を使用する医療的ケア児・者が、停電時にも必要な電源を確保するための仕組みを創設

障害者施設・事業者に対する運営費補助制度の再構築

- 障害者施設等において必要な受入体制の確保や、サービスの質の維持・向上を図ることを目的として、国の給付費に加算する形で市の単独補助を実施
- 障害者の増加や高齢化、重度化など、障害者福祉を取り巻く状況や環境が変化する中で、国制度の改正や支援ニーズの変化等に応じて、持続可能な制度に見直していくことが必要
- 前回の見直し(平成27年)から6年が経過しているが、この間、地域区分の変更(3級地⇒2級地にランクアップ)等により、国の報酬水準が改善
- 重度障害者の増加や地域移行のさらなる促進が課題となっており、これらを踏まえた、現状のニーズに即した補助制度の再構築を実施

【1. 国報酬の増額を踏まえた対応】

- (1) 入所施設、通所施設等の定率加算の加算率を減額調整

【2. サービス利用者の重度化への対応】

- (1) グループホームの世話人体制確保加算を重度者に重点化
(地域移行の対象となる軽度者の加算額を減額し、重度者の加算額を増額)
- (2) グループホームの行動障害加算を増額

【3. 地域移行・在宅支援の強化】

- (1) 入所施設等による地域移行や、グループホームによる受入を促進するため、取組状況を評価する支援制度を創設(再掲 6-(3))
- (2) 在宅支援において重要な役割を担う短期入所事業所を増設するため、新規開設後、安定的に運営できるようになるまで初期的な運営費補助を行う制度を創設

【4. 経営支援の実施】

制度改正への着実な対応や運営費の効率化など、経営改善に向けた支援事業を実施